

河辺地区防災計画書

100年目の備え

備えあれば **憂い** なし



日頃から 災害時に備えて **はなしあい** ミーティング

令和7年3月

河辺地区防災計画策定委員会(防災委員会)

= 河辺区、河辺自主防災会 =

～ 河辺地区防災計画目次 ～

第1章 防災計画とは	-----	1
1 目的	-----	1
2 防災計画の策定にあたって	-----	2
第2章 計画対象地区	-----	3
1 地区の概要	-----	3
2 地区の現状	-----	3
3 地区の人口構成	-----	4
第3章 基本方針	-----	5
1 計画の基本方針	-----	5
第4章 想定される災害	-----	5
1 過去の災害	-----	5
2 河辺区内で起こりうる災害	-----	6
第5章 災害への備えと対応	-----	7
1 平常時の対策	-----	7
2 非常時の対策、対応	-----	8
京都府の避難基準と行動	-----	10
避難基準と避難行動	-----	11
避難情報を発令する基準	-----	12
第6章 防災活動	-----	13
1 防災活動の目標	-----	13
第7章 防災組織体制	-----	14
1 防災組織の非常時の体制	-----	14
2 河辺区対策本部の組織体制	-----	16
第8章 避難所開設・運営マニュアル	-----	18
1 避難所開設基本方針	-----	18
2 避難所の開設・運営方針	-----	18
3 避難の基本的な考え方	-----	18
第9章 計画書策定後の目標	-----	20
1 中長期的な活動目標	-----	20
第10章 防災施設、資機材	-----	21
1 河辺区防災関連資機材一覧	-----	21
2 河辺区防災施設(備品備蓄倉庫整備計画)	-----	23
第11章 防災関連施設 その他	-----	24
1 防災関連医療施設	-----	24
2 その他(防災計画策定委員会名簿)	-----	24

【添付書類】 1 京丹後市ハザードマップ 2 河辺区タイムライン
3 河辺区ハザードマップ 4 防災マップ 5 河辺区防災備蓄倉庫建物平面図

河辺地区防災計画

第1章 防災計画とは

1 目的 ～自助、共助 自分たちの地域は自分たちで守る～

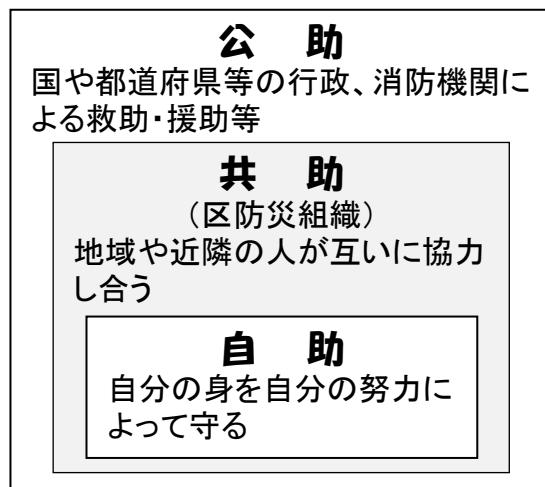
例えば、地震災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

阪神淡路や東日本大震災そして能登半島地震の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時においては、「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「自助」「共助」が重要です。

河辺区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強い地域づくりを進めていきます。

この取組を永続的かつ計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「河辺区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助・共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区の防災力を高めていきます。

図1 自助・共助・公助のしくみと地区防災組織



「隣保協同の精神」と地区防災組織 共助と自助で成り立つ

隣保協同の精神とは、「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」ことをいう。

隣保…となり近所の家々や人々との日常的なつながり

協同…役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること

2 防災計画の策定にあたって

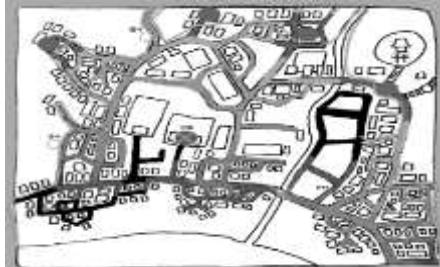
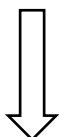
防災計画は、区内で暮らし、日頃から地域の状況に精通した皆様の知恵と工夫によって実効性のあるものにすることが重要であり、次の3点に留意して計画づくりを取組みます。

☆ 3つのポイント

(1) 地区を知る

区内の河川、堤池、野山の位置や状況を把握し、脆弱な施設や災害危険箇所を周知します。

区民の年齢構成や要支援者の実態を常に把握し対策を講じます。



区内の状況を把握し、災害想定を行います。

(2) 災害を知る

区内で起こり得る災害を想定し、災害時のハザードマップ、防災マップを作成するとともに、高齢者や要支援者対策や避難場所までの誘導経路等を決定し明示します。



暴風



火災



積雪



雷

(3) 知識を活かす



これまで行った避難訓練や消防団・自主防災会の活動などで得た防災・減災対策の知識を、計画づくりや計画実施などに活かします。

地域の防災力を高める

ひとりひとりが 出せる力を出し合って 支え合いの心で

第2章 計画対象地区

1 地区の概要

- ② 地区所在 京都府京丹後市大宮町 河辺地区全域
- ② 地区面積 7.2 km²
内訳 宅地 144ha 農地 68 ha 山林 444 ha その他 64ha
- ③ 河川 大谷川 総延長 5,860m 接続河川⇒竹野川
- ④ 農業用ため池 5ヶ所 (口堤池 奥堤池 小仲田池 内籠池 茂手谷池)
※ 芦原池 廃池協議中
- ⑤ 人口 1,860 人 男 894 人 女 966 人
※ 内65歳以上人口 520人 高齢化率 27.9%
※ 後期高齢者人口 310人 比率 16.6%
- ⑥ 世帯数 781 世帯
※ 内単身(独居)世帯数 85 世帯
- ⑦ 災害要支援者数 世帯 36 人 (令和6年8月現在)

2 地区の現状

河辺地区の面積は、宅地及び山林田畠等含めて、7.2km²の広さがあり、大宮町内では2番目に大きく、山林その他が全体面積の7割以上を占めています。

地区内には、久住区と隣接する大谷地区を源流とする大谷川が縦貫し、表流水は生活用水、農業用水、防火用水等多面的に利用されています。近年、上流からの土砂堆積により川底が上がり、内水氾濫が発生する可能性が懸念されています。

地形的には、大谷川流末に扇状地として拓けた平野部に集落が広がり、居住には好条件で、古くから大宮町内でも比較的大きな集落として発展してきました。

また、地区南北に国道312号バイパスが縦断し、沿線には府内北部では有数の商業施設の集積が進んでいます。また、周辺は、住宅地としても良好な条件であり、若い世代を中心に近隣地区から多くの転入者があり、区の人口増加の一因となっています。

人口は、1,813人(令和6年8月現在)、平均年齢は、男42.6歳、女46.4歳です。人口構成は、町内他地域に比較すると人口減少、高齢化とともに緩やかで、現在では深刻な事態ではないものの区内の山側地区では少子高齢化が顕著となっています。

大宮町内で2番目の面積



竹野川支流の大谷川が縦貫する地区

地区防災拠点 区民センター



3 地区の人口構成と5年後(推計)

令和5年6月年代別人口集計

年代	男	女	計
0~4	45	58	103
5~9	46	60	106
10~14	54	47	101
15~19	38	49	87
20~24	46	38	84
25~29	38	30	68
30~34	41	45	86
35~39	54	62	116
40~44	59	57	116
45~49	69	61	130
50~54	60	52	112
55~59	57	56	113
60~64	51	48	99
65~69	47	46	93
70~74	55	62	117
75~79	60	66	126
80~84	35	54	89
85~89	24	37	61
90~	15	38	53
	894	966	1,860

令和10年6月年代別人口集計

年代	男	女	計
0~4	44	56	100
5~9	45	58	103
10~14	46	60	106
15~19	54	47	101
20~24	38	49	87
25~29	46	38	84
30~34	38	30	68
35~39	41	45	86
40~44	54	62	116
45~49	59	57	116
50~54	69	61	130
55~59	60	52	112
60~64	57	56	113
65~69	51	48	99
70~74	47	46	93
75~79	55	62	117
80~84	60	66	126
85~89	35	54	89
90~	31	56	87
	930	1,003	1,933

高齢者数
210
310

高齢者数
192
393

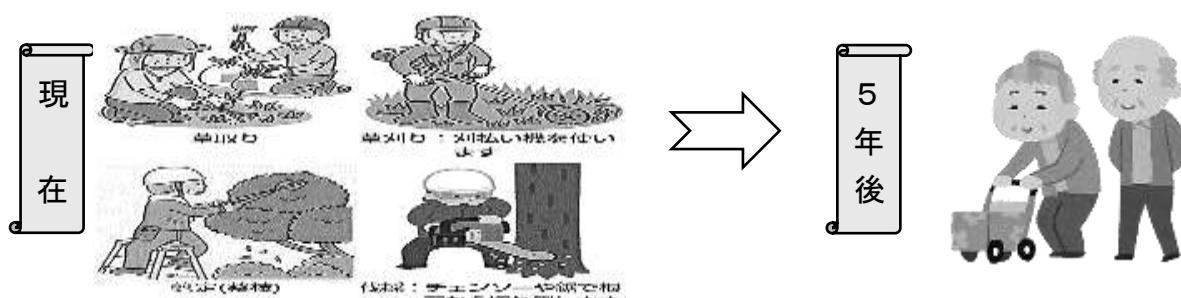
65歳以上割合
27.9
75歳以上割合
16.6

65歳以上割合
30.2
75歳以上割合
20.3

<特長>

他地区と比較して転入者が多く、とりわけ子育て世代の転入者により高齢化の進行を抑制し、世代交代も緩やかな曲線で推移している。

高齢者は後期高齢者の増加が著しいが、比較的健常者が多く、様々な地域活動に参加され、作業面では中心的な役割を果たしている方々が多くみられる。その分5年経過後の状況が懸念されることは否めない。



第3章 基本方針

1 計画の基本方針

(1) 災害発生時の状況 ⇒ 先ず「自助」

災害が発生すると、まずは身の周り(いつも家族で居るとはかぎらない。)の出来事に、あわてふためいてしまいます。誰かが助けてくれるとも限らない。特に、行政(京丹後市・京都府)の対応には、時間がかかります。(初期の「公助」は望めないとと言われています。)

まずは、自分や家族の命は自分たち(家族も含め)で守る。いわゆる自助の心構えが必要です。

(2) 災害への心構え ⇒ 「自助」次に「共助」

次に、災害時に備えた「河辺地区防災計画」を基に、区民や隣組の助け合いや支え合いによるいわゆる共助が大切だと言われています。

防災計画は、共助のしくみや区民全体が一致団結して災害・防災・救護などに対処できるよう詳細に明示できることをめざし作成しています。

(3) 各地災害経験の教訓を活かした「災害に強い地域づくり」

風水害や地震など被災された市町村の経験や教訓を十分に取り入れた防災計画を作成し、計画に基づいて災害に強い地域づくりをめざします。計画には平常時の取り組みとして、日頃からの声掛けや隣組の付き合いを大切にします。いわゆる子どもから高齢者まで、地域ぐるみの支え合いを実現します。

(4) 防災力の強化

災害は、いつ襲ってくるかも知れない。(予知が難しい)そのために、日頃から災害時の安否確認や避難誘導ができるよう近隣住民同士の防災力を培って行きます。

第4章 想定される災害

1 過去の災害

(1) 風水害、台風

昭和34年(1959年)9月26日

伊勢湾台風 家屋の屋根が飛散、倒壊が発生、農作物被害甚大

昭和36年(1961年)9月16日

第2次室戸台風 町内河川堤防決壊 大谷川参宮橋付近溢水、流木被害

(2) 雪害

昭和38年(1963年)1月

1週間降雪 積雪深2m 屋根上から出入り 屋根崩壊多数

昭和50年(1975年)1月

年末から正月明け連続降雪 交通マヒ 屋根の軒先崩落多数

(3) 地震

丹後大地震周期

現在	前回	前々回	それ以前	〃
2025年⇒(98年)⇒1927年⇒(80年)⇒1847年⇒(73年)⇒1774年⇒(112年)⇒1662年				

<当時の状況>

戸数266戸、人口1,223人 竹野川東地区であり震源はそれたものの死者9名、家屋の全半壊約400棟と被害は大きかったが、火災の発生はこたつの原因で3か所発生したが、消防団の消火活動により大火には至らなかった。

毎年やってくる台風をはじめ、約80年周期と言われている「丹後大地震」を想定災害として、過去の教訓を活かした備えが必要となります。

2 河辺区内で起こりうる災害

(1) 自然災害

① 河川・ため池

- ・大谷川、竹野川の氾濫や堤防決壊による洪水
大谷川架橋(上の越橋～千歳橋)に流木のせき止めによる増水、
氾濫や橋の崩落による被害

災害時の対応

非常事態宣言
A または B

・堤池の決壊

- 区内 5 つの堤池の決壊による被害

・内水氾濫、区内の土砂災害

- 想定外の豪雨による区内小河川、下排水の機能不全による溢水

災害時の対応

非常事態宣言
A または B

② 裏山、野山

・家屋裏山及び野山の風雨水害による崩落、土砂流出

想定外の豪雨による軟弱地盤、山腹等の崩落による被害

・府道沿い(久住河辺線)山腹崩壊による谷部せき止め、土砂崩れ、土石流

想定外の豪雨による山腹崩壊により大谷川がせき止められ、土砂ダム
形成後の崩壊による土石流

災害時の対応

非常事態宣言
A または B

③ 台風

- 想定外の風速による家屋や生活基盤・インフラが損傷する被害が発生
竜巻、突風などにより区内の一区画に大きな損傷が発生

猛烈な勢力の台風により風雨による災害は発生

災害時の対応

非常事態宣言
A または B

(2) 地震災害

① 震度5までの地震

震源が丹後以外で建物の倒壊、道路の変形、堤防の決壊
が発生しない程度

生活基盤やインフラに特段の被害や影響は見られないが
要支援者や高齢世帯の安否確認は必要な状況。

災害時の対応

非常事態宣言
A

② 震度6弱までの地震

震源が丹後で建物の一部倒壊、道路、堤防に一部変形が
発生している程度

生活基盤やインフラの一部に損傷被害が発生、要支援者
や高齢世帯の安否確認、生活基盤の安定が必要な状況。

災害時の対応

非常事態宣言
B

③ 震度6強以上の地震

震源が直下若しくは近隣で建物の多くが倒壊、道路、堤防
が大きく変形する被害が発生。

生活基盤やインフラの損傷が著しく、使用不可の状態が発生。

自衛隊への救援要請が行われる程度

災害時の対応

非常事態宣言
B または C

① 火災

ア 住宅火災

戸建て、集合住宅の火災で近隣への類焼を伴わない場合
戸建て住宅火災で近隣への類焼や放水被害等が多発した場合
複数の戸建て住宅等が焼失し、多くの世帯が生活基盤を失った

災害時の対応

火災対策本部
非常事態宣言
A または B

イ 山林、その他の火災

山林火災で民家への影響がない場合
山林火災で規模範囲が大きく消火活動が複数日に及ぶ場合

災害時の対応

非常事態宣言
A または B

第5章 災害への備えと対応

1 平常時の対策

(1) 自然災害への対策 ☆ 重要事項

- ・ハザードマップ作成による危険箇所や災害リスクの把握
 - ア 上の越橋、東風ヶ奥橋、参宮橋、千歳橋付近の安全点検と対策
 - イ 区内5つのため池の決壊時の到達時間及び到達範囲の確認
 - ウ 避難対象を事前に把握し、避難訓練を実施する。
- ・ハザードマップに基づく避難誘導、避難所運営訓練
- ・避難誘導及び避難所運営に必要な資器材確保
- ・危機対応マニュアル作成と実践訓練
- ・地盤脆弱箇所、危険個所の特定
- ・災害想定に基づくハザードマップや防災マップによる避難方法や避難場所等の周知徹底
- ・避難対象者を事前に把握し、個別避難対策を作成する。
- ・区民年齢区分ごとの避難タイムラインを作成する。また区民個々の避難行動をマイタイムラインとして作成するよう推奨する。

(2) 火災への対策

- ・火災予防の周知徹底
- ・火災想定机上訓練⇒実践想定訓練
 - 発災場所に応じた消火訓練、避難訓練、水利確認、消防車誘導訓練
 - ・高齢者、要支援者確認訓練
 - 近隣の対象者を事前チェック、コミュニケーション、SNS使用訓練
 - ・消火栓消火訓練、家人救済確認訓練
 - 近隣住民の協力によりできる範囲を予め確認する訓練
 - ・近隣間助け合い、炊き出し訓練、声かけ訓練
 - ・大規模火災想定、非難訓練

2 非常時の対策、対応

(1) 自然災害、地震の対策、対応

非常時対応ランク	参集範囲、構成	詳細
警戒本部1号配備	区⇒区長、副区長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報、避難準備情報等が発表され様子観察が必要な場合 ・ 想定外の降雪、降雨量が観測された場合
警戒本部2号配備	区⇒区長、副区長、組長総務 2 自主防災会⇒会長、副会長 消防団 ⇒部長、副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報、避難準備情報等が発表され、災害発生の恐れがある場合 ・ 想定外の降雪、降雨量が観測され、災害発生の危険度が高まった場合
非常事態宣言 A 「河辺区災害対策 A本部」	区⇒区長、副区長、組長会 自主防災会⇒会長、副会長 消防団 ⇒部長、副部長 ⇒市本部活動へ合流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内に災害の前兆が見られ、避難誘導が必要となる場合 ・ 区内の一部に災害が発生し避難や避難所の開設が必要となつた場合
非常事態宣言 B 「河辺区災害対策 B本部」	区⇒区長、副区長、組長会 各組⇒ 副組長・福祉委員 ↔隣組長・防災委員 本部要員 = 自主防災会 防災委員 ボランティア 消防団 ⇒市本部活動へ合流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内に災害が発生し、安否確認や避難誘導、避難所開設、救済活動が必要となる場合 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の災害と併せて、丹後全域にも災害が発生し、広域対策、避難所が開設された場合は、区民対象の対策本部と避難所、救済活動は引き続き運営し、広域本部へ協力態勢をとる
非常事態宣言 C 広域災害対策本部	京丹後市 京都府 自衛隊への協力態勢に移行	

(2) 自然災害における対策本部の役割

- ・民家の裏山、区有山林等の崩落個所点検、土砂ダム確認
- ・市本部と連携し、巡回やドローン(空撮)などによる災害現場の確認
- ・防災無線やTV、携帯電話、SNS等による情報の入手及び確認
- ・要避難者に関する避難行動や避難実施状況の確認
- ・2次災害発生情報の入手、判断、周知
- ・防災用、生活用資材の調達、配布
- ・支援物資の保管整理、供給配布体制づくり

(3) 火災の対策、対応

非常時対応ランク	参集範囲、構成	詳細
火災 警戒本部2号配備 ※現場にて対応	区⇒区長、副区長、組長総務 2 被災家屋近隣組長 自主防災会⇒会長、副会長	・戸建て、集合住宅の火災で近隣 への類焼を伴わない場合 ・鎮火後の対応検討
火災 非常事態宣言 A	区⇒区長、副区長、組長会 自主防災会⇒会長、副会長	・戸建て、集合住宅の火災が近隣 へ類焼し、消火活動が長時間見込 まれる場合 ・現場要員への支援対策 ・鎮火後の対応検討
火災 非常事態宣言 B 「河辺区火災対策本部」	区⇒区長、副区長、組長会 各組 副組長⇒隣組長 本部要員 = 自主防災会 防災委員 ボランティア	・区内の広範囲に火災が発生し、 安否確認や避難誘導が必要な場 合 ・避難所開設、救済活動が必要と なる場合

(4) 火災における対策本部の役割

- ・現場近隣民家への類焼防止の状況確認
- ・市本部と連携し、災害現場の確認、事後対応
- ・防災無線やTV、携帯電話、SNS等による情報の入手及び確認
- ・要避難者に関する避難行動や避難実施状況の確認
- ・負傷者、家屋2次被害発生情報の入手、確認
- ・現場要員への支援、防災用、作業用資材の調達、配布
- ・被災者への支援物資の保管・整理、供給配布

京都府の避難基準と行動

区民の皆様は、府の避難基準によって避難行動を実行して下さい。

区は、災害発生の危険度に応じて、警戒本部 1 号配備、2 号配備、非常事態宣言 A、B、C など非常時態勢のランクをあげていき、非常事態宣言 A ランクからは河辺区災害対策本部をランクに応じて設置していくことにしています。

避難基準と避難行動

第 1 段階 避難の準備を始めましょう 【高齢者等避難】

こんなとき

災害発生のおそれがあるとき、警戒を呼び掛けます。

避難行動

避難に時間のかかる高齢者、障害のある方、乳幼児等とその支援者は、この時点で危険な場所から避難しましょう。気象情報などに注意し、いつでも避難ができるよう準備をしてください。

お知らせ方法

防災行政無線、エリアメール、市 HP、ケーブル TV 等でお知らせします。

第 2 段階 避難をしてください 【避難指示】

こんなとき

人的被害の可能性が高いとき避難を促します。

避難行動

火の始末と戸締りをし、非常持出品を持って、隣近所で声を掛け合い、助け合って、避難所へ避難しましょう。避難所へ行くことが危険と判断される場合は、無理に避難所へ行くのではなく、自宅の 2 階や近所の被災の危険性が低い場所へ一時的に避難してください。

お知らせ方法

防災行政無線、エリアメール、市 HP、ケーブル TV 等でお知らせします。

第 3 段階 とても危険な状態です 【緊急安全確保】

こんなとき

すでに災害が発生している、または切迫していて、命が危険な状態です。

避難行動

命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動してください。警戒レベル 5 発令時は、すでに安全な避難ができない状況であるため、警戒レベル 5 の発令前に必ず避難してください。

お知らせ方法

防災行政無線、エリアメール、市 HP、ケーブル TV 等でお知らせします。

避難情報を発令する基準

市では、土砂災害、また洪水による災害発生に対し、京都府土砂警戒情報システムや京都府雨量/水位観測システムなどから提供されるデータを基本として避難情報を発令する基準としています。

土砂災害の避難情報発令基準

情報の種類	京都府土砂災害警戒情報システム	現地の状況	お知らせの方法と内容
高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)が発表され、1km メッシュ単位に警戒(赤色)が表示されたとき(実況値または2時間先までの予測値が大雨警報の基準以上)	○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	防災行政無線、エリヤメール、市HP、ケーブルTV等でお知らせします。 ・各基準の情報周知 ・高齢者等避難開始を周知 ・要配慮者避難開始を周知
避難指示	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○1km メッシュ単位に危険(紫)が表示されたとき(実況値または2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上)	○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令) ○土砂災害の前兆現象が発見された場合	防災行政無線、エリヤメール、市HP、ケーブルTV等でお知らせします。 ・各基準の情報周知 ・避難指示を周知
緊急安全確保	○大雨特別警報が発表された場合 ○1km メッシュ単位に災害切迫(黒)が表示されたとき(実況値がすでに大雨特別警報(土砂災害)の基準値以上)	土砂災害の発生が確認された場合	防災行政無線、エリヤメール、市HP、ケーブルTV等でお知らせします。 ・災害発生状況を周知 ・命を守るための最善の行動をとることを周知

洪水災害の避難情報発令基準

情報の種類	京都府雨量/水位観測システム気象庁・洪水警報の危険度分布	現地の状況	お知らせの方法と内容
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○河川水位が避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位上昇のおそれ(★)がある場合 ○洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現し、かつ、引き続き水位上昇のおそれ(★)がある場合(流域雨量指数が実況または予測で洪水警報基準に到達する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 	<p>防災行政無線、エリアメール、市HP、ケーブルTV等でお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各基準の情報周知 ・高齢者等避難開始を周知 ・要配慮者避難開始を周知
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○河川水位が氾濫危険水位に到達した場合(さらなる水位上昇のおそれ(★)がない場合を除く) ○水位予測に基づき急激な水位上昇によりもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ○洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現し、かつ、引き続き水位上昇のおそれ(★)がある場合(流域雨量指数が実況または予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 	<p>防災行政無線、エリアメール、市HP、ケーブルTV等でお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各基準の情報周知 ・避難指示を周知
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○河川水位が堤防高に到達した場合 ○洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、消防団からの報告等により把握できた場合) 	<p>防災行政無線、エリアメール、市HP、ケーブルTV等でお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生状況を周知 ・命を守るための最善の行動をとることを周知

第6章 防災活動

1 防災活動の目標

災害による不測の事態に備えて、冷静な行動を行うために、「平常時」は災害に備えた活動を行う。また、「災害時」は命を守る活動を行う。

そのために、河辺区防災組織は、区長・副区長はじめ、組長・副組長、隣組長・防災委員、福祉委員等が各々役割分担を行い、以下の活動を日常的に、しかも組織的に行うしくみを構築するものとする。

【 短期目標 】

① 地区の危険な場所の点検

- 過去の災害箇所の見回り(大谷川・竹野川・堤池、)と検証を行う。
- 危険箇所の発見・検証(民家の裏山等、砂防指定地域の山林)を行う。

② 地区防災の啓発

- ハザードマップ、防災マップの周知、活用訓練を行う。
- 防災知識の普及、防災グッズ、備蓄品を各世帯で確保する。
- 河辺区タイムライン(令和3年作成)の見直しを行う

③ 防災訓練

- 実践的な訓練(安否確認・避難所運営)を徹底して行う。
- 避難行動要支援者及び要配慮者の状況を把握する。
- 高齢者の安否確認と避難誘導を行うための体制づくりと訓練を行う
- 災害時における情報伝達のしくみづくりを早期に構築し、実践訓練を行う。

④ 防災資機材の整備

- 防災倉庫の建設、備品の充実

⑤ 防災に係る担い手確保

- 担い手(防災士の資格取得)を早期に育成する。

【 中長期目標 】

① 避難計画、避難マニュアル

- 区民参画型の避難計画と避難所の運営マニュアルを作成する。

② 防災訓練

- 実効性ある防災訓練・救災本部設営訓練を繰り返し実施する。

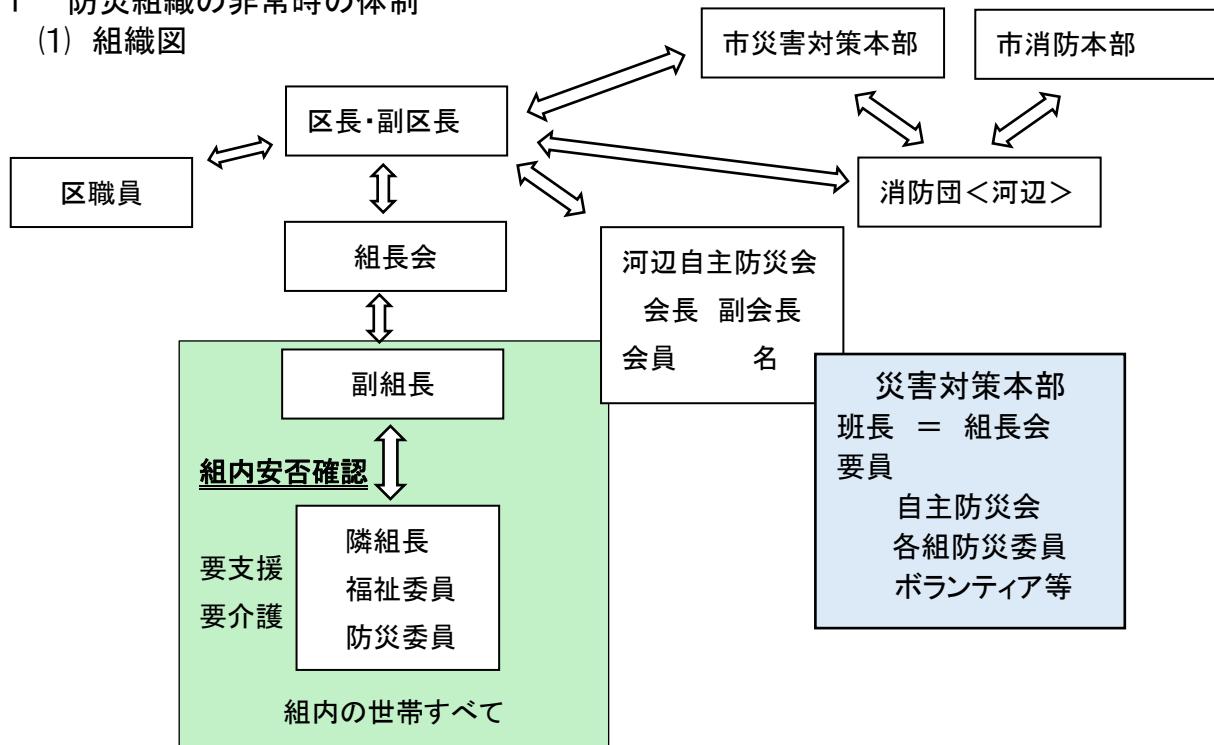
③ 防災計画・避難計画

- 区防災計画の詳細部分に関して適時見直しを行い、内容の充実を図る。
- 各世帯において個別に避難計画タイムライン作成に取組機会を設ける。

第7章 防災組織体制

1 防災組織の非常時の体制

(1) 組織図



「高齢者等避難」の発令と共に、組毎の安否確認を行う。

対象者から自宅待機、避難希望等の意志を確認する。

伝達フロー 本部⇒組長⇒ 組内 副組長⇒隣組長⇒安否確認⇒副組長⇒組長⇒本部

(2) 対策本部に必要な要員

<平常時>----災害時に備えた訓練(救災本部要員 全体30名体制)

※ 組長会、自主防災会を要員30名6班に編成し訓練を積み重ねる
総務班 組長2名 要員5名 ボランティア受入訓練 支援物資保管計画
情報班 組長2名 5名 連絡事項収集、伝達訓練、被災状況調査、把握
避難誘導班 組長2名 5名 要避難対象者確認、集約、報告
機材物資班 組長2名 5名 必要物資リスト化、調達訓練
福祉衛生班 組長2名 5名 緊急トイレ設置訓練、場内清掃訓練
本部飲食賄班 組長2名 5名 食料材料調達訓練、炊き出し訓練

<災害時> ----救災本部要員 要員全30名を6班に配置

総務班 組長2名 5名 ボランティア受入、支援物資保管、避難所運営
情報班 組長2名 5名 連絡事項収集、伝達、被災状況調査、把握
避難誘導班 組長2名 5名 要避難対象者確認、集約、報告
機材物資班 組長2名 5名 必要物資リスト化、調達、配布
福祉衛生班 組長2名 5名 緊急トイレ設置、場内清掃、避難者健康管理
本部飲食賄班 組長2名 5名 食料材料調達、炊き出し、配膳

(3) 各組防災委員の選任と任務

組内の安否確認の実効性を高めるために、隣組ごとに防災委員を選任し、平常時から安否確認の手順を習得するよう努め、マニュアル的に継続させる。

選任は、隣組の世帯数や要介護、要支援者の人数により各組で判断し、基本的には1名～2名を選任する。この場合、組の事情により隣組長との兼務については、防災委員の任務や訓練等の遂行や参加等に支障がないことを前提に可とする。

防災委員は、区において非常事態宣言Bが発令された場合、隣組各世帯の安否確認と要介護者、要支援者等の避難意向確認、避難誘導等を隣組長の指示により行い、結果を報告することを任務とする。

さらに、避難所到着後は、対策本部の要員として各班の業務を担うこととしている。そのため、平常時には、対応能力向上のために訓練を繰り返し、技術・技能等を習得できるようにする。

(4) 各組防災委員数 ※ 基本 隣組1名～2名 男女問わず 隣組長兼務も可

組区分	1組	2組	3組	4組	5組	6組	7組	8組	9組	10組	11組	12組	13組	14組
世帯数	25	21	22	34	41	87	16	28	24	31	40	40	105	114
隣組数	4	2	3	3	5	9	3	3	4	4	3	4	5	9
防災委員	4	2	3	3	5	9	3	3	4	4	3	4	5	9

2 河辺区対策本部の組織体制

(1) 非常事態宣言 B 発令

河辺区災害対策本部設置における組織体制

職名・要員	班 名	役割（平時・災害時）
本部長(区長)	総務班 組長2名 班員5名	・全体調整、要配慮者・支援者の把握 ・被害、避難情報の集約、把握 (支援者サポーターとの連絡調整)
副本部長 (副区長) (自主防災会長)	情報班 組長2名 班員5名	・啓発、普及、情報発信 ・災害時の情報収集と伝達 (京丹後市、大宮市民局との情報交換)
本部総務 (組長会総務 2)	避難誘導班 (避難誘導・安否確認班) 組長2名 班員5名	・避難経路等の点検や確認 ・災害時の安否確認、避難誘導 (各組副組長⇒隣組長⇒福祉委員と連携)
班長(各組長 2)	機材物資班 組長2名 班員5名	・機材の点検と整備 ・災害時の炊き出し、配食等にかかる資材調達 (資材・物資調達先確保、リスト化)
班員 自主防災会員 各組防災委員	福祉衛生班 組長2名 班員5名	・要配慮者・支援者の支援体制の整備 (各組副組長⇒隣組長⇒福祉委員と連携) ・ゴミ処理、トイレ、防疫対策
	本部飲食賄班 組長2名 班員5名	・救助本部の食事、飲用水の確保 調理器具、用品の確保 ・食事提供場所設営、運営確保

(2) 本部役員名簿 令和 7 年度版

(※ 毎年度 4月初旬に作成する)

職 名	氏 名		備 考
本部長(区長)	西村 忍		
副本部長(副区長)	中西 敏行		
副本部長(自主防災会長)	多治見 典世		
本部総務(組長会下総務)	尾崎 至弘		
本部総務(組長会上総務)	小谷 泰三		
総務班長(組長会 2)	大場 英樹	吉岡 祥嗣	
情報班長(組長会 2)	稻本 彰紀	中西 孝文	消防署勤務 代役 石橋 智彦
避難誘導班長(組長会 2)	清水 洋一	泉 恵一	
機材物資班長(組長会 2)	山本 昌利	小向 哲嘉	
福祉衛生班長(組長会 2)	瀧野 智広	在田 昌弘	
本部飲食賄班長(組長会 2)	伊藤 嘉晃	亀井 聰行	

計 17 名

(3) 災害時における役割分担詳細

担当	活動	内容
本部長 (区長)	① 非常時対応ランク決定 ② 本部員の招集 ③ 地区災害対策本部の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長(区長)は、災害程度に応じて、警戒本部1号配備から非常事態宣言Cまでのランクを決定し、ランクに応じて役員を招集し、災害への対応策を講じる。 ・本部は「河辺地区防災計画」に従い、災害対応に必要な体制を整える。 <p>○避難所設置基準 区非常事態宣言B発令により 災害対策本部設置</p>
副会長2 (副区長) (自主防災会長・ 副会長) 組長総務2	① 非常時対応ランク決定の際、本部長に助言する。	警戒本部1号配備から非常事態宣言Cまでランク決定の際、本部長に助言・提案を行う。
総務班	本部運営全般に配意する	避難所、対策本部の運営に必要な文房具、資機材を確保し、円滑な運営に寄与する。
情報班	① 情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生、または発生のおそれのある場合、本部に上程し、対策を促す。 ・地区(組毎)の被災状況を把握する。 <p>京丹後市、大宮市民局との連絡、報告等の情報交換を行う。(指定避難所や福祉避難所との連携)</p>
避難誘導班	① 区民の安否確認 ② 避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の安否確認を行う。 本部⇒各組副組長⇒隣組長⇒副組長報告 ※安否確認は隣組単位で行う。
福祉衛生班	① 避難行動要支援者の避難支援と安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画に基づき、避難支援等実施者に連携して、安否確認や避難支援を行う。 ※ 各組福祉委員と民生委員等との連携)
総務班 機材物資班 福祉衛生班 本部飲食賄班	① 避難所の運営 ② 支援物資の保管と配分 ③ 避難者の状況把握 ④ 避難本部の防犯対策 ⑤ 避難者、運営者食料確保	<ul style="list-style-type: none"> ・河辺区民センターに開設された避難所の運営を行う。 ・本部運営に必要な物資の調達確保を行う。 ・支援物資、備品の適切な保管と配分を行う。 ・感染症対策を実施の上、受付簿を置き、避難者の受入を行う。 ・避難者数、氏名、年齢等を状況把握する。 ・避難者に「困ったことはないか。」一人一人に声掛けを行う。 ・適時に飲料水提供、炊き出しを行う。 ・防犯対策のため、避難所内を巡回する。

第8章 避難所開設及び運営マニュアル

1 避難所開設基本方針

(1) 避難所開設

河辺区が自主避難所を設置する必要性

⇒ すぐには助けの手(公)は届かない。 地域で守るために

突然起る自然災害時には、出来るだけ早く「安心」の対応と場が求められます。そのためには、区民の拠り所となる「避難所」を開設する必要があります。

しかしながら、広域な災害時には、行政からの支援や援助が届くまで、自分たちで身を守るために、河辺区が自主的に避難所を開設し、地域のみんなで力を合わせて難局を乗り越えていく必要があります。

(2) 避難所が混乱しないための備え

避難生活は、プライバシー確保をはじめ、衛生管理や食事の確保など、避難所の在り方やルールを作つておけば落ち着いて対応が出来ます。

想定外の避難を円滑に行うために、日ごろから役割や約束事を決め、地域全体で共通理解をしておくことが大切です。

(3) 避難所の位置づけ

避難所は、甚大な自然災害の時、最寄りの住民(区民)が被災者・避難者として生活する場所です。地域の安全な拠点として、皆で助け合う気持ちで、自分達が主体的に運営していく場所です。また、被災後の支援や情報、更には再起の拠点でもあります。

(4) 避難所の対象者

- 生活の場が奪われ、避難を余儀なくされた被災者
- 在宅被災者(情報及び物資などの配給)
- 帰宅困難者(通勤・通学者など)

(5) 避難所の機能

- 避難生活を支援・援助・相談
- 食料支援の拠点
- 情報の提供と地域の被災等の収集
- 健康相談やケア
- 生活相談

(6) 避難所の運営

- 市の災害対策本部(危機管理室)と連携を取りながら、河辺区の自主的な判断で避難所を開設します。区の役員や自主防災会及び防災委員と避難者が助け合い、自主的な運営に当たります。

2 避難所の開設・運営方針

(1) 河辺区民センターを安全拠点として機能させます。

区民センター建設の目的として、あらゆる地域コミュニティの拠点として位置づけています。その最たる拠点として、災害時の避難所の開設と運営を自主的に行う。特に災害直後の混乱した状態から、区民の安心と安全の拠り所として、常日頃から、「住民による、住民のための場所」として、自主運営が出来るようにしていきます。

(2) 避難者や被災者が「頼れる場」「当面の暮らしの場」として機能発揮させます。

避難所は長期の滞在も考えられるので、行政と連携を取りながら、被災者に手が差し伸べられるまで、避難所の機能を維持していく様に務めます。その結果、避難所での体験が地域のつながりを強め、新たな地域コミュニティの形成に生かされていくことになります。

(3) 避難者や被災者、要配慮者にも心配りが出来る場になるように心がけます。

多くの区民が経験していない避難所は、皆で話し合って(要望も受け入れて)生活していくように運営していきます。運営には、隣接している「診療所」と連携を図り、医療相談や健康相談ができる様に、常日頃から連携を密に、こうした事態に備えます。

3 避難の基本的な考え方

(1) 避難の仕方

避難勧告・避難指示(市の防災無線)を聞く。



避難場所を考える。(身に危険を感じたら)



各組の避難集合場所に行く。若しくは直接区民センターへ行く

(2) 自主避難所初期対応 3日間は地域で助け合う

- 災害直後は、住民の助け合いが求められます。(救出・救護・消火・安否確認等)

避難所の開設や運営を通して、住民のかかわり方が重要になりますが、行政の手が差し伸べられるまで、3日間は支え合えるようにします。



以上の方針に基づき、河辺区避難所開設・運営マニュアルを別途作成します。

第9章 計画書策定後の目標

1 中長期的な活動目標

課題	内容	目標・達成時期
防災に関する担い手の育成	○防災研修に参加する。 ○防災士の資格を取得する。 ○消防 OB 等に協力依頼する。	令和8年度までに地区の防災士取得者をめざす。
わが家の避難行動タイムラインの作成と普及	○マイ タイムライン(戸別避難計画)の作成支援と普及を行う。	令和8年度までに各家庭の作成率70%を目指す
最低3日間の避難所の運営のための想定訓練	○「住民による、住民のための避難所」研修を行う。 ○避難所設営・運営訓練を定期的に行う。 ○避難所運営を担う防災委員の対応能力を培うための訓練実施 ○区行事に合わせて炊き出し訓練を行う。	令和7年度中に地区での自主運営を目指す。
一時的な避難場所の確保	○地区内の事業所や施設等の協力を得る。 ○一時的な避難場所の提供依頼	令和9年度までに、施設利用の協議を行う。
災害に対する啓発活動	○北丹震災(約100年前)の災害を風化させない取組を行う。 ○想定する災害の詳細情報を周知する取組を行う ○ハザードマップ、防災マップを訓練に活用する	毎年実施をする。
京丹後市・大宮町の地域との協力・連携	○行政と連携し、隣接地区と合同した訓練等を実施する。	毎年実施する。

第10章 防災施設、資機材

1 河辺区防災関連資機材一覧

活動 対象	防災組織・規模等による資機材準備分担 No.1		
	自主防災会	区	消防団
一般活動	ヘルメット 長靴 軍手		
消火活動	ヘルメット・タオル・軍手 バケツ、三角消火バケツ 家庭用消火器 投てき水パック ヘッドライト	自治会等備蓄消火器	消防ポンプ車 組立水槽(2t、3t用) 簡易水槽・給水器具 放水器具・破碎器具・はしご 投光機・発電機
救出活動	タオル・軍手・懐中電灯 ヘッドライト・ペンチ・ハンマー バール・のこぎり・防塵メガネ 防塵マスク・ シーツ・毛布・ヘルメット・安全 靴 自動車用ジャッキ スコップ、ツルハシ・モッコ たがね・掛矢・おの・ 鉄線鋏・鉄パイプ・角材 丸てこ棒・はしご・ロープ・ 大ハンマー・大バール チーンソー・可搬ワインチ 鉄筋カッター	毛布（備蓄 京丹後市預託） 簡易担架 簡易ベッド（備蓄 京丹後市） チーンソー	可搬式発電機・投光機・ コードリール 携帯用コンクリート破碎機具 油圧式ジャッキ エンジンカッター チエンーブロック チーンソー
救護活動	タオル・シーツ・毛布 三角巾・副子（骨折添え木） 折り畳み式担架 簡易ベッド ビニールシート シーツ、毛布（備蓄品） 机、いす、テント（区備品）	風呂敷（三角巾代用） 救急・救護セット 車いす リヤカー 担架 救急セット、三角巾他（備蓄品） 救護セット（備蓄品）	担架

活動 対象	防災組織・規模等による資機材準備分担 No.2			
	自主防災会	区	消防団	
避難誘導活動	タオル・軍手、懐中電灯・毛布　　非常持出袋　　警笛 ヘルメット　厚底の靴　　旗(提灯)　任務別腕章 携帯拡声器　　避難誘導灯(電池式) トラロープ、毛布　車いす、リヤカー　　旗(提灯) 非常持出袋(備蓄品)		携帯拡声器 避難誘導灯(電池式)	
情報収集伝達活動	普通自転車(調達) 原付自転車(調達) 携帯ラジオ 携帯電話(活用マニュアル)		消防団無線 防災無線	
生活維持活動	飲料水 非常食 炊飯セット 携帯拡声器 掲示板		飲料水(備蓄) 非常食(備蓄) 布団・毛布(備蓄) 炊飯セット(炊き出し器材)) 大型炊飯設備、器材 携帯拡声器、掲示板 ろ水器又は浄水器 揚水機 投光機、照明器具 組立テント・救護所テント 簡易組立テント、仮設トイレ ビニールシート・ 可搬式発電機、コードリール	

2 河辺区防災施設

(1) 防災備品備蓄倉庫整備計画（令和7年度）

① 背景

令和元年度、区民センター新築整備の際、防災備品備蓄倉庫の整備も合せて行うべきとの区民要望に対し、建設委員会において検討した結果、新築工事に要する追加財源の確保や建築場所決定、消防車庫移転との調整等が障壁となって難航し、その結果、センター新築を最優先に事業化したため、結果的に整備が遅れることになった。

防災計画策定を契機に、計画実践の拠点となる防災備品備蓄倉庫は必要不可欠な施設として整備が急務となっている。

② 建物に必要な機能

ア 食料(米、水、保存食)、寝具、仮設用テント、トイレ等は、想定避難者200名が最低でも3日間生活可能な食料、寝具等を保管することができる施設とすること。

イ 平時においては、区の行事やイベント開催に効果的な運用が図れること。

（照明・投光器、水道施設、トイレ、屋外電源、雨天用スペース）

ウ 米保管に関しては、地産地消を基本に地元産米を保冷保管し定期的に更新できるよう工夫し、新鮮、美味な米が確保できること。（空調機完備の保冷倉庫）

エ 区管理備品が収納できるスペースを確保できるよう、屋内には収納棚を計画的に配置し、建設工事内に配置完了すること。

オ 倉庫内には搬入用車両が支障なく出入りできるようにすること。

カ 平時において、車両スペースには、除雪車が収納できるようにすること。

③ 建物工事見積⇒発注⇒完成までの流れ

令和7年4月

建築計画に関する着手の決定(計画案⇒組長会⇒評議委員会⇒隣組長会承認⇒GO)

令和7年4月下旬

指名選考委員会設置 ⇒ 業者指名 ⇒ 当該計画原案を基に見積依頼

見積書提出 ⇒ 落札業者決定 ⇒ 通知 ⇒ 契約 5月中旬

令和7年6月着工

工事打合せ ⇒ 諸手続き ⇒ 地鎮祭 ⇒ 工事着手

完成届 ⇒ 工事完成検査 ⇒ 完成 令和7年11月末

令和7年12月初旬 竣工式

④ 建物概要 建物平面図(案) <本書末尾添付>

○ 建物構造

木造 ガリバリウム葺 平屋建て 一部テラス

○ 建築面積

建物 間口 10.8m × 奥行 9.0m 面積 97.2 m²

テラス 間口 10.8m × 奥行 3.6m 面積 38.88 m²

○ 耐震強度

震度6強 屋根軽量、建物耐震構造

○ 備蓄保管室

エアコン完備、断熱構造、米保管可能 飲料水、他の食品保管

○ 避難所設営用備品保管室

断熱換気装置完備 収納棚整備

○ トイレ

男女 併用 多目的トイレ 2 災害時使用可能な仕上げ(便槽、貯水型洗浄)

○ 屋外電源、投光器、建物街灯

行事、イベント時の電源確保 建物高所に区民センター広場を照明

建物設置型の照明器具(該当)

○ 倉庫内設置型収納棚

第11章 防災関連施設、その他

1 防災関連医療施設

医療機関種別	名称	住所	連絡先
医療機関	丹後中央病院	京丹後市峰山町杉谷158-1	TEL 0772-62-0791
"	北部医療センター	与謝野町岩滝 男山481	TEL 0772-46-3371
"	市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷3452-1	TEL 0772-65-2003
"	市立久美浜病院	京丹後市久美浜町161	TEL 0772-82-1500
"	大宮診療所	京丹後市大宮町河辺 2342	TEL 0772-68-0555
"	協立診療所	京丹後市大宮町河辺3368-1	TEL 0772-68-5017

2 その他 防災計画策定委員会(防災委員会)名簿 (06.11月～07.3月)

氏名	氏名	氏名
委員長 西村 忍	副委員長 多治見典世	委員 吉岡日出圭
委員 稲本美智子	委員 小林 義広	委員 水無瀬 優
委員 藤村 明広	委員 橋 加津志	委員 中西 孝文
委員 笠次 久代		事務局 中西 敏行

役職

区 (区長、副区長、総務)

自主防災会 (会長、副会長)

消防団 (部長、副部長)

有識者 (民生委員、消防署職員)

添付書類

- 1 京丹後市ハザードマップ
- 2 河辺区ハザードマップ、防災マップ
- 3 河辺区タイムライン
- 4 河辺区避難所開設・運営マニュアル
- 5 河辺区防災備蓄倉庫建物平面図(案)

河辺地区避難所開設・運営マニュアル

自主避難所は、河辺区民が主体的に避難所の運営を行うことが前提です。
当避難所運営マニュアルは災害時に活用することを想定しています。



隣り同士
助け合って

安心 安全



< 令和7年3月作成 >

河辺地区防災計画策定委員会（防災委員会）

河辺区・河辺自主防災会

河辺区自主避難所開設・運営マニュアル 目次

第1章 避難所開設・運営にあたって -----	1
1 避難所開設・運営 -----	1
第2章 避難行動 -----	2
1 避難 -----	2
第3章 避難所開設 -----	3
1 開設 -----	3
第4章 避難所運営 -----	4
1 受入準備 -----	4
2 避難所レイアウト設定 -----	4
3 避難者名簿づくり -----	5
4 運営ルール -----	6
5 避難所運営管理 -----	7

河辺区自主避難所開設・運営マニュアル

第1章 避難所開設・運営にあたって

1 避難所開設・運営

避難所の開設・運営にあたり、次の4つのことが重要ポイントになります。

(1) いつ開設・運営する

避難所は、大雨時などのように災害発生前から開設する場合もあれば、地震時のように災害発生後に開設する場合もあります。このような状況に応じて、いつ開設し、運営するか決めておきます。

(2) 施設をどのように使う

避難所となる区民センターの施設は、避難者の受け入れに適した部屋とそうでない部屋があります。その上、避難所には、避難者が滞在する場所のほか、要配慮者専用スペース、更衣室、物資受入れ場所、情報掲示場、ごみ集積場所など様々なスペースが必要となります。そのため、施設の利用について検討し、あらかじめ想定し設定しておきます。

(3) どうやって開設する

安全な避難生活の場の確保にあたり、開設時に取り組むべきことやその方法、使用する備品等を明らかにしておきます。

(4) どうやって運営する

安全で安心できる避難生活の場を維持・管理するために、運営時に取り組むべきことやその方法、使用する備品等を明らかにします。また避難所は様々な人が集まるので、避難者の生活ルールなどを定めておきます。



暴風



火災



積雪



雷

起こりうる災害

地震



避難が必要となる災害



堤防
決壊



自分や周りの人の安全を確かめ避難行動に移る。

↳ 避難ポイント

災害発生直後、まず自分の安全を確保し、家族の安否を確認して、近くの安全な場所、避難集合場所に行く。付近の活動（消火・救出・救護など）に協力し、安全確保を行い、さらに危険な状況が予想されたら場合は、直ちに避難所へ移動する。

※避難のレベルに応じて行動が出来るように心がける。（平時から）

第2章 避難行動

1 避難

『身の安全の確保⇒避難』

災害時（特に、地震と水害）には、まずは自分や家族の身の安全を第一に考える。

<大規模地震の場合>

いつもより地震の揺れが大きいと判断したら、まずは家の中にいる家族の無事を確認する。少し落ち着いたら、隣近所に声をかけ、組の避難集合場所に向かう。

↳ 安全チェックポイント

- ①自分や家族の身の安全確保
 - 揺れがおさまるまで身を守る。
 - 家にいる家族の無事を確認する。
 - 揺れがおさまったら、火気の点検をする。
※ガスの元栓閉め、
電気のブレーカーを落とす。
 - 周辺・道路の安全を確認して避難する。

↓

②隣近所の確認

- 火災の発生や倒れた家の状況を確認する。（目視で）
- 人の助けが必要な場合は、近くの人に助けを求める。
その後、避難先で状況を報告する。

↓

③組の避難集合場所へ

- ※課題1「組の避難場所に集まる事」
- ※課題2「組でまとまって移動する事」

★ 組単位で、課題1, 2と合せて、組内要支援者への確認と対応の仕方を、協議し、マニュアル化する必要がある。

↳ 地震発生時の

- 1~2分間の重要な行動
- シェイクアウト 1-2-3 の3原則を守る
- ⇒ 1 姿勢を低く
- 2 頭を守る
- 3 動かない

<水害(洪水・土砂災害の場合)>

台風や豪雨等の洪水や土砂災害の時に、「避難準備情報・避難勧告・避難指示」が発令された場合、個々の判断により、直接「避難所」へ避難する。ただし、川と道路の境が分からなかったり、外に出るのが危険な状態の時には、二階以上に待機することも必要です。

第3章 避難所開設 ~開設までの手順~

1 避難所開設

(1) 開設

河辺区は、自主避難所です。災害時、区が主体となって避難所を開設し、受付準備、必要なレイアウトづくりを進めて避難所を開設します。

(2) 開設の判断(区長が市からの指示及び情報を基に判断)

<地震>

緊急防災無線(避難準備・避難勧告・避難指示)を判断の指標にする。

区民への啓発の視点は、「自宅などにとどまっていることが危険、あるいは不安である」と判断される場合」「避難者がいる場合」

<水害>

洪水・土砂災害の判断指標に準じる。しかし、河川の氾濫や土砂災害は、画一的な判断指標に頼らず、区民や自主防災会、消防団等の情報により判断する。

(3) 河辺区民センターの開錠(オープン)

原則、区長と副区長(鍵の保管者)がかけつけ、準備のための開錠を行う。

しかし、鍵保管者(区長・副区長)が駆けつけられない場合は、組長総務に指示をして、開錠を行う。

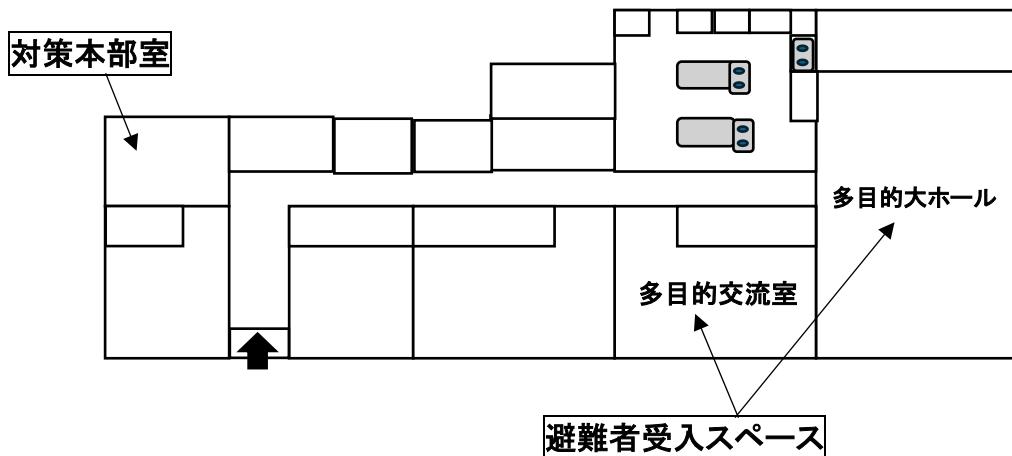
(4) 避難所開設準備に必要な物

- 非常用発電機 照明器具セット 延長コード
- ランタン 間仕切りテント
- 避難所開設セット(衣装ケースに適量準備しておく)
 - ブルーシート ガムテープ 模造紙 筆記用具
 - ビニール袋 掲示板 タオル マスク
 - 簡易トイレセット

(5) 避難所設営レイアウト

※ 河辺区民センターの各室を使用して避難所設営レイアウトを作成しておく。

別途、建物平面図に各室用途と物品等配置図を作成



第4章 避難所運営 ~受入・運営~

1 受入準備

非常時の避難所開設は、マニュアル通りに、組長や自主防災等で準備が出来るとは限らない。応急的に対応できる人で手分けして避難者を受け入れる準備も考えておく必要がある。

<開設の流れ>

開錠 ⇒ 受入準備 ⇒ レイアウト設定 ⇒ 開設・受入開始 ⇒ 運営

○余震が激しい場合は、状況を見ながら開設準備を進めていく。

○区民センターの建物が一部損壊や危険な状態で使えない場合は、市の対応があるまで、「隣接の河辺グランド」で待機させる。(避難誘導で移動)

2 避難所レイアウト設定

<ポイント>

○避難所(河辺区民センター)は、事前に作成した「避難所設営レイアウト」を基本に各室ごとに設定していく。

○センター内に避難所設定レイアウト図を掲示板や大ホールに張り付けておく。

(1) レイアウトづくり

事前に作成した「避難所設定レイアウト図」を参考に、安全や状況を確認後に、必要なスペースを施設内にレイアウトしていく。

△ レイアウトに当たって再確認

○みんなが活動しやすい場に……まず通路をつくる！

○プライバシーを配慮 ……男女別更衣室は重要

○みんなに情報が行き届くように…「事前作成の掲示物・伝言板」活用

○トイレが使いやすいように ……要配慮者は「マークで示した所」

○季節によっては ……給水所・暖房器具

(2) レイアウトのポイント

①通路づくり

・床にテープをはる。(1メートルは確保する)

②男女別更衣室の設定

・パーテーションなどで設定する。

③情報掲示板の設定

・決められた場所に設置する。(玄関、大ホール、各部屋の駐車場側)

(3) 特に配慮が求められる項目

①居住スペース

※できれば一人につき「畳一枚分」～家族単位は「間仕切りテント」も活用する。

②その他必要なスペース

○受付 ○本部 ○調理室(たき出し) ○授乳室(乳児が使用する)

○トイレ ○手洗い場 ○体調不良者の部屋 ○ケア一部屋

○他地域からの避難者受入スペース ○ペットコーナー

3 避難者名簿づくり

(1) 避難所での受付

受付で、組毎の避難者人数を確認し、避難者名簿の記入を依頼して、名簿作りを進める。

①原則、組単位で受付。その他は別々に受付。

②避難者の概算人数を把握。

③名簿作り

避難者を組別・世帯別に名簿作成

④落ち着いてから「避難所入所退所届の記入」(様式:検討中)

(2) 安否確認等の情報整理・掲示

①安否不明情報を整理カードに記入し、整理する。

②情報掲示版に貼り出しを行う。

③安否不明情報をデータ化する。(パソコン)

④検索・照合を容易にする。

(3) 事前の名簿づくりに取り組む

①災害への備えとして世帯調査票を意義付けし、周知する。

区の世帯調査票を基に名簿づくりを進めておく。

②地域の要配慮者の方を把握

災害時、迅速に対応できるように、地図に情報を整理しておく。

4 運営ルール

<ポイント>

○これまでの国内における震災・水難等の事例を教訓とし、円滑な運営が出来るように、避難所運営が出来るように心得を確認しておく。

(1) 運営活動のルール

①情報

情報が平等に伝わらない事がトラブルの原因になるので、情報は常に“見える化”を心がける。

②トイレの利用と水分補給

周りを気にして、トイレに行かないように水分を減らしたりして体調を壊す危険があるので、トイレは子供・高齢者や障害のある人を優先に使用するようマナー化する。

③座った環境の確保

避難所生活の中では、横になって過ごす時間が多く、体の不自由さや負担が伴いので椅子や背もたれなどを工夫し、快適度を確保する。

(2) 避難所運営の心得

過去の災害時における「避難所開設・運営」に学び、今後の取り組みに生かしていく。

参考 = これまでの被災事例から課題になっていることに留意する。

- * 情報(避難所の運営等)が伝わらなくて、避難者と運営側または避難者同士のトラブル
- * 我慢をすることから、体調を壊す(トイレに行きづらい。水分を控える。)
- * 長期の避難生活による身体機能の低下
- * プライバシー保護(孤立化)
- * 子供への配慮
- * 高齢者や要支援者への配慮

配慮が必要な9つのポイント



5 避難所運営管理

(1) 管理

避難所において、次の管理に気を付ける。

① 衛生管理

- 手洗い場と調理場は分ける。
- 食べ物(特に配給)にふれる時は、必ず手洗い、消毒をする。
- マスクを用意する。
- 残骸やごみは分別して所定の場所で保管する。
- 残り物は捨てるように指導する。(配食等は食べられる分だけもらう。)
- 手洗い、うがいは徹底する。(感染防止)
- 清潔さを保つ。

② 食事管理

- 身体にやさしい食事(塩分控えめ、野菜多め)に配慮する。
- 対策本部炊き出し担当と区民の協力で、炊き出しが出来るようにする。
- 時間を決めて食事をする。(みんなで一緒に食べる。)

③ 健康管理

- 避難者一齊に体を動かす。(体操)エコノミー症候群を防ぐ。
- 薬を服用する方や薬の管理には気を付ける。
- 禁酒・禁煙は守る。(依存症への対応は課題)

④ その他の避難所生活のルール

- 起床、消灯などの生活時間を決めておく。
- 避難者全員への連絡や健康管理などは時間を決めて行う。
- 避難者同士が、掃除や配食に係われるようにする。
- 人数確認(点呼の仕方)の時間を設定する。
- 避難所は、暖房器具以外は「火気厳禁」とする。

この他、必要に応じて避難所運営会議にて
話し合いにより、ルールを決め、適切に運営します。

京丹後市河辺区 水害等避難行動タイムライン【土砂災害・浸水害・地震災害】

令和3年9月1日作成

始動	気象情報・避難情報等	河辺区防災会議	要配慮者・区民
0.5	<ul style="list-style-type: none"> ※啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビのdボタン（防災アプリ等） ・緊急速報メール（エリアメール） ・防災無線（京丹後市、河辺区） 	<ul style="list-style-type: none"> ※状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ①情報に基づくデータの収集と状況確認 ②市民局・消防団等との情報共有 ③安否の確認（要支援者等）の対応 ④災害箇所（以前）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ※気象情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ○事前の安全災害対策（各家庭・隣組等） ○避難の準備 ○要支援者の避難準備（防災グッズ・貴重品自主避難場所の確認「河辺区民センター内」）
1	<ul style="list-style-type: none"> ※当地域の「警報」発令 <ul style="list-style-type: none"> ●河川、裏山、地鳴りや落石など、災害の兆候が発生 ●【警報レベル3】⇒高齢者等避難開始 <ul style="list-style-type: none"> ①避難準備 ②避難開始の発令 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等の避難開始 ●自主避難所の開設 <ul style="list-style-type: none"> 「河辺区民センター」 	<ul style="list-style-type: none"> ※防災会議 <ul style="list-style-type: none"> ①区長がスイッチ1と避難情報を確認 ②区長が「自主防災計画スケジュール」に基づき関係者に招集指示 ③河辺区防災対策本部開設（市民局に連絡） ④地区避難所開設（河辺区民センター内） <ul style="list-style-type: none"> ※「自主防災計画」に基づき活動 ⑤防災無線により避難の呼びかけ、要配慮者の避難誘導開始（安否確認） 	<ul style="list-style-type: none"> ※避難行動 <ul style="list-style-type: none"> ○要支援者の避難開始（注2・3） <ul style="list-style-type: none"> 「避難場所：河辺区民センター、自宅二階」 ○要支援者以外の避難準備 <ul style="list-style-type: none"> *必要に応じた、自主避難開始 <ul style="list-style-type: none"> 「避難場所：河辺区民センター内」 ○指定緊急避難場所開設 <ul style="list-style-type: none"> 「避難場所：大宮第一小学校」 「福祉避難場所：北保育所」
2	<ul style="list-style-type: none"> ※避難指示・緊急安全通知 <ul style="list-style-type: none"> ●今までに経験のない災害の兆候 ●【警戒レベル4】⇒避難勧告の発令 <ul style="list-style-type: none"> *土砂災害警戒情報 *大雨特別警報 *記録的短時間大雨情報 ●【警戒レベル4】⇒避難指示の発令 ●【警戒レベル5】⇒災害発生情報の発令 	<ul style="list-style-type: none"> ※緊急事態 <ul style="list-style-type: none"> ①区長が「スイッチ2」と避難情報を確認 ②大宮市民局へ連絡 ③緊急事態の要請（区の役員、自主防災） ④防災無線により避難の呼びかけ ⑤状況を見て被害状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ※緊急避難 <ul style="list-style-type: none"> ○要支援者以外の避難開始 <ul style="list-style-type: none"> 「指定避難場所：大宮第一小学校・北保育所」 ○最終的な危険回避行動（区民全員） <ul style="list-style-type: none"> *自宅の二階の山から離れた部屋等へ避難が可能ならば、周りの状況に十分注意し、次善の避難所へ移動する。

<避難勧告等の解除>

<地区避難所閉鎖、河辺防災会議解散>

<帰宅>

京丹後市防災マップ[®] 保存版

大宮町② 洪水・土砂災害に備えて

(発行)京丹後市役所 企画総務部総務課 〒627-0547 京都府京丹後市峰山町杉谷80番地 TEL 0772-99-0140

この防災マップについて

- この防災マップは、大雨によって竹野川・福田川・佐濃谷川など主要な河川の水が堤防から溢れたり堤防が決壊した場合(外水はんまき)、集中豪雨時に排水が困難となり水が溢れた場合(内水はんまき)による浸水範囲や深さ、平成20年7月の集中豪雨時に京丹後市で観測された最大の降雨量を想定した内水はんまきによる浸水範囲を、シミュレーションにより求めたものです。
- この防災マップに示した浸水状況は、平成16年10月の台風23号時に丹後地方で観測された最大の降雨量を想定した外水はんまきによる浸水範囲や深さ、平成20年7月の集中豪雨時に京丹後市で観測された最大の降雨量を想定した内水はんまきによる浸水範囲を、シミュレーションにより求めたものです。
- この防災マップの土砂災害(特別)警戒区域は、土砂災害防止法に基づいて京都府が地形・地質等の基礎調査を実施して指定した区域を示したものです。
- 地図に示した浸水想定区域や土砂災害(特別)警戒区域以外の場所でも状況によっては浸水したり、土砂災害が発生する場合もありますので注意してください。
- 災害に対しては、事前の備えを行うことで被災を軽減する(=減災)ことができます。雨の降り方や浸水の状況に十分注意し、早めに避難することを心がけましょう。そして、いざという時に備えて、普段から次のようないふれこころにとめておこうにしましょう。
- この防災マップは、洪水・土砂災害に備えて作成したものです。地震に備えた防災マップは、別に配布しています「京丹後市地震ハザードマップ」を参照してください。

自宅周辺の災害の程度(浸水や土砂災害の影響等)

どこに逃げるのか

避難経路にある危険箇所

避難・災害情報の入手先

外水による浸水

「はんまき想定区域」の色分け

平成16年10月の台風23号時に丹後地方で観測された最大の降雨量を想定し、浸水する範囲や深さをシミュレーションにより求めたもの。

50m以上

3.0~50m未満

0.5~3.0m未満

0.5m未満

内水による浸水

「はんまき想定区域」

平成20年7月の集中豪雨時に京丹後市で観測された最大の降雨量を想定し、浸水する範囲をシミュレーションにより求めたもの。

内水はんまき想定区域

浸水実績

京丹後市における平成16年10月の台風23号により浸水した箇所。

内水はんまき浸水実績 床下浸水

外水はんまき浸水実績

内水はんまき浸水実績 床上浸水

施設等凡例

指定緊急避難場所

指定緊急避難場所

兼 指定避難所

福祉避難所

地区避難所

指定避難所

警察署・交番等

消防署

病院

市役所・庁舎

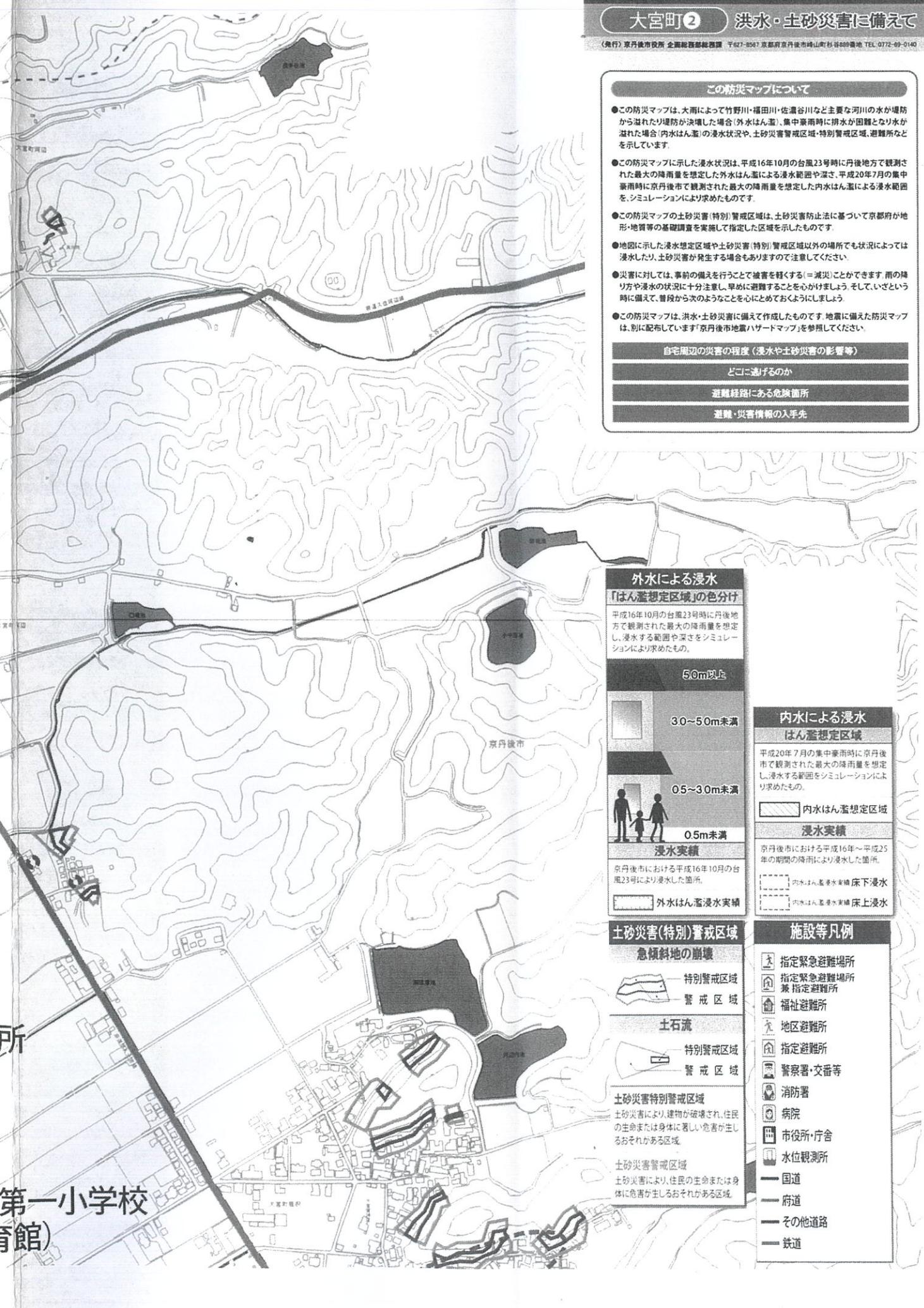
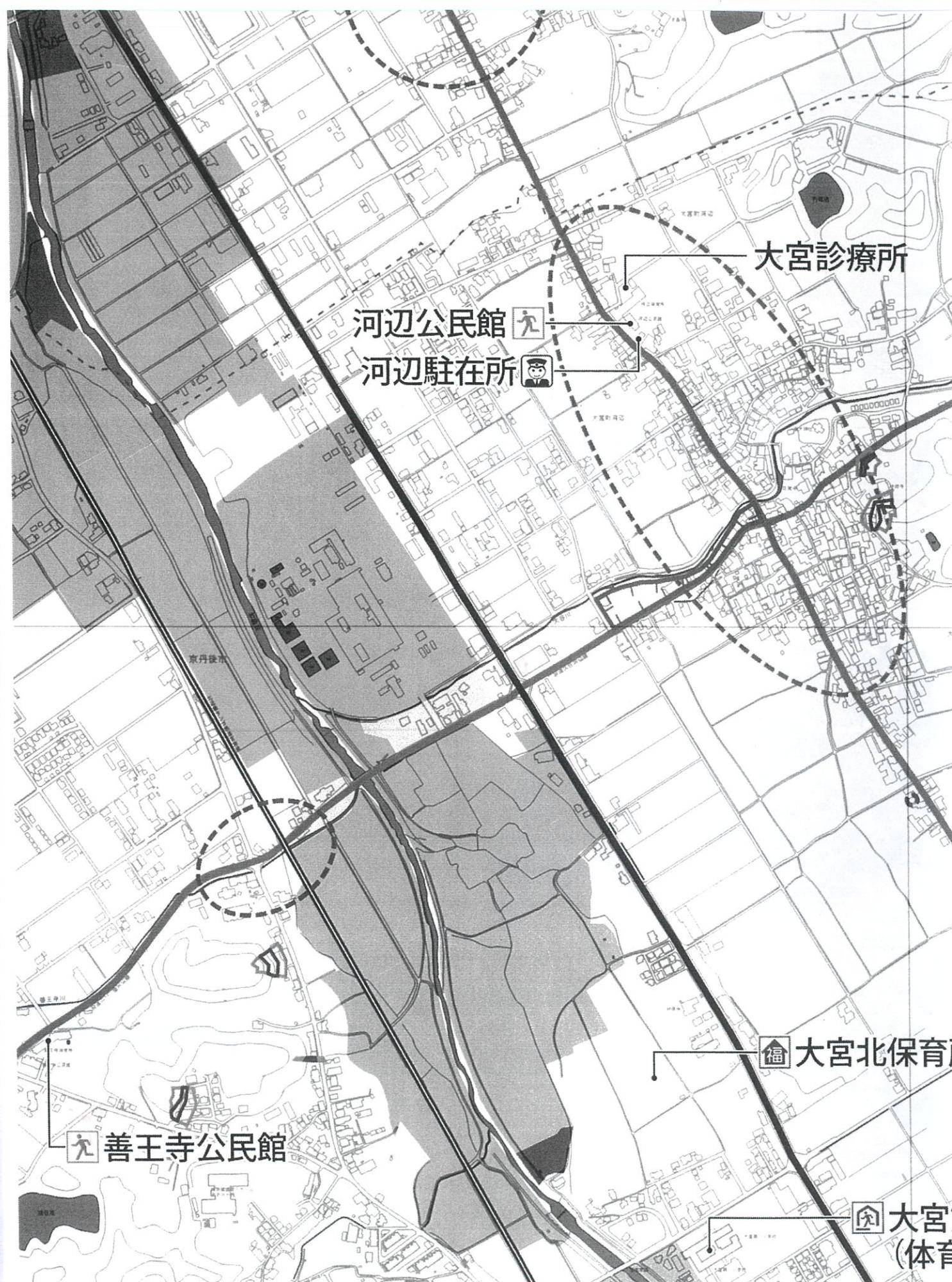
水位観測所

国道

府道

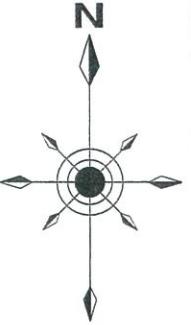
その他道路

鉄道



ため池安心安全マップ

うちかごいけ もてだにいけ くちつみいけ こちゅうだいけ しんつつみいけ
 (内籠池 + 茂手谷池 + 口堤池 + 小中田池 + 新堤池 + あしわら池)
 (緊急時編)



避難時の注意

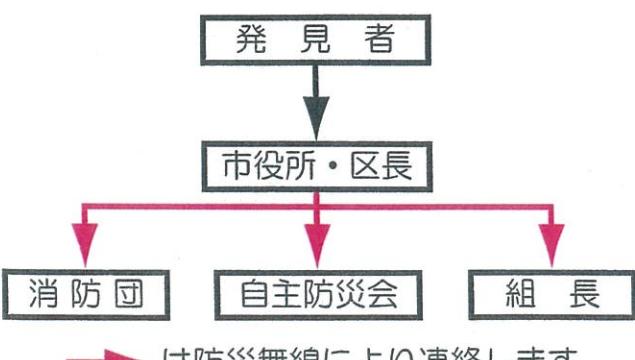
- ・災害が発生した場合、速やかに被害想定区域外へ避難してください。外出が危険な場合は家屋の高い所へ避難してください。
- ・避難の際は、高齢者等への声掛け、手助けを行い、地域住民で助け合って避難してください。

こうべ くみん
河辺区民センター・グラウンド
(防災拠点)



緊急連絡体制

【通常の災害発生時、及びため池の異常発生時】



このマップは、京都府、京丹後市、河辺区が協力して作成したものです。令和2年2月

緊急連絡先

河辺自治会 0772-64-2343

縮尺 = 1:10,000

0 125 250 500m

河辺区タイムライン

災害から身を守るために、避難を考えるタイミングの手がかりとして、活用してください(作成年月:令和3年9月)

気象状況



普段からの備え



大雨の可能性が高くなる



雨が降り始める



雨が強くなる



大雨となる



大雨が激しくなる



数十年に一度の大嵐になる

気象情報 (注1)
平常時
大雨注意報
大雨警報
特別警報

避難情報

警戒レベル3
高齢者等避難
(注2)
警戒レベル4
避難指示
(注2)
警戒レベル5
緊急安全確保

私たち（住民・災害時要配慮者）の動き 避難開始！

直ちに、指定緊急避難場所の【大宮第一小学校・大宮中学校・大宮北保育所】へ避難を開始！
※緊急時は自宅の2階へ避難 (注3)

ただちに命を守る行動を！ (注4)

地域（河辺区・河辺自主防災組織等）の動き

スイッチ1
緊急地区防災無線による「自主避難所等の開設」
 ①警戒レベル3の発令で自主避難所開設
 ②避難要支援者に対する状況に応じた対応（組資料に基づき）
 ③市民局等との連絡・調整
 ④災害に応じた避難場所の設定（グランド）及び

スイッチ2
自主避難所の運営及び自主防災等の対応
 ①防災会議の設定（区・自主防・消防団）
 ②避難の呼びかけ
 ③地区内の被害状況の確認
 ④市民局・避難所等との連絡調整

(注1)気象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって異なります。
 (注2)気象状況に応じて、高齢者等避難の発令を早める、もしくは避難指示を発表する場合があります。
 (注3)すでに避難経路が浸水していたり、夜間で十分な視界が確保できない場合は、無理な避難を避け、自宅の2階といった高い場所へ垂直避難を行いましょう。
 (注4)生命を守るために最善の行動をとってください。

京都府河川防災情報 きょうと危機管理Web あなたの街の防災情報

情報の入手先⇒

